

| 改定前   | 改定後   |
|---|---|
| <p>ValueDoor 利用規定 (2022 年 7 月改定)</p> <p><b>第 6 条 管理専用 ID と利用者 ID</b></p> <p>(5) 当行が特に認めた場合、2003 年 1 月 14 日改正前の ValueDoor 利用規定に定める管理 ID を利用者 ID として利用することができます。</p> <p>(6) 当行が特に認めた場合、2003 年 1 月 14 日改正前の ValueDoor 利用規定に定める一般 ID (以下「一般 ID」といいます) を利用者 ID として利用することができます。なお、当行が特に認めた場合でも、サービスの種別等によっては一般 ID を利用者 ID として利用できない場合があります。</p> <p>(7) 「利用者権限設定の承認機能」とは、本条(4)の規定にかかわらず、利用者 ID の利用可能サービス制限の管理の実施に際し、契約者が必ず「管理専用 ID と管理専用 ID(副)」の 2ID または「管理専用 ID(副) と管理専用 ID(副)」の 2ID を用いて行う機能です。</p> <p>(8) 契約者は、利用者権限設定の承認機能を利用する場合、当行所定の方法で申込を行うものとします。当行が申込を受け付け、契約者に対し所定の手続を行った時点において、契約者の利用者権限設定の承認機能が有効になるものとします。</p> | <p>ValueDoor 利用規定 (2023 年 5 月改定)</p> <p><b>第 6 条 管理専用 ID と利用者 ID</b></p> <p>(5) 前項のほか、当行が定める本サービスについては、管理専用 ID および管理専用 ID (副) を利用者 ID として利用ことができ、当行所定の方法により管理専用 ID およびまたは管理専用 ID(副)にて当該 ValueDoor ID の利用可能なサービスの登録を行うことにより、当該 ValueDoor ID で当該サービスが利用可能となります。なお、当行所定の方法により、管理専用 ID および管理専用 ID (副) を利用者 ID として利用することを制限することができます。</p> <p>(6) 当行が特に認めた場合、2003 年 1 月 14 日改正前の ValueDoor 利用規定に定める管理 ID を利用者 ID として利用することができます。</p> <p>(7) 当行が特に認めた場合、2003 年 1 月 14 日改正前の ValueDoor 利用規定に定める一般 ID (以下「一般 ID」といいます) を利用者 ID として利用することができます。なお、当行が特に認めた場合でも、サービスの種別等によっては一般 ID を利用者 ID として利用できない場合があります。</p> <p>(8) 「利用者権限設定の承認機能」とは、本条(4)の規定にかかわらず、利用者 ID の利用可能サービス制限の管理の実施に際し、契約者が必ず「管理専用 ID と管理専用 ID(副)」の 2ID または「管理専用 ID(副) と管理専用 ID(副)」の 2ID を用いて行う機能です。</p> <p>(9) 契約者は、利用者権限設定の承認機能を利用する場合、当行所定の方法で申込を行うものとします。当行が申込を受け付け、契約者に対し所定の手続を行った時点において、契約者の利用者権限設定の承認機能が有効になるものとします。</p> |
| <p>ValueDoor スマホ認証サービス利用規定(2021 年 10 月改定)</p>   | <p>規定削除</p>   |